

高齢者や障がい者を大切に
する共生の里グループ

〒569-0065
高槻市城西町7番11号
摂津ビル201号
Tel. 072-604-4291

【発行】

- ◆ デイサービスセンター 共生の里 ◆ 共生の里・成合デイサービス
- ◆ グループホーム 共生の里 ◆ 共生の里訪問看護ステーション
- ◆ なすなケアプランセンター ◆ 共生の里ヘルパーステーション
- ◆ 有料老人ホーム 共生の里



「BCP」って何？

厚労省は介護保険事業所に「事業継続計画（BCP）」を策定せよという。BCPとは、災害発生時に継続して介護サービスが提供できるように平時から計画を立て、いつでも対応できるようにしておくというものだ。異論はないが、しかし、災害が発生したらBCPの担い手である介護職員も被災するわけで、自分や家族の被災を放置して、介護事業所に駆けつけて高齢者の介護を継続することができるのか疑問だ。また、労働契約法では事業所に「（労働者の）生命、身体等の安全を確保しなければならない」義務を課しており、災害時の出勤命令は厳しい。他方、事業所は職員に駆けつけてもらわなければ高齢者の命を危険にさらすことは明らかで、災害時は多少の危険は顧みずに出勤してほしいとなる。BCPの策定は職員を出勤させられるのかという根本的なところで大問題がある。そこを解決しないままBCPを策定しても意味がない。だから、能登半島地震ではBCPは機能しなかったといえる。災害時は、まず自分の身を守り、次に家族の安全を確保し、その上で安全に出勤することを基本にしながら、どうしても継続して介護サービスが提供できるのかをしっかりと考えたい。



<美味しい>